

いじめ防止等対策の取り組みについて

仙台高等専門学校(広瀬)

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「教職員対象 いじめ防止のための研修会」(11/21)を通じて意識啓発を行った。	引き続き学内教職員研修会等の機会を通じた意識啓発を実施する。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	対面での会議開催は3回(いじめ防止対策委員会1回/いじめ防止対策会議2回)であった。いじめや疑い事例についてはメール等を通じて関係教職員と随時情報共有を図り、即時対応する体制を整えている。	引き続き定期的に委員会を開催するとともに随時情報共有する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	11/21 Teamsを利用し「教職員対象 いじめ防止のための研修会」をオンラインで実施(両キャンパス合同)	引き続き学内教職員研修会等の機会を通じた意識啓発を実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	各キャンパス「いじめ防止対策委員会」及び両キャンパス合同「いじめ防止対策会議」の規則が定められており、教職員にも周知している。	引き続き諸会議等の機会を通じ周知する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	教員会議(4/26)において周知した。	引き続き公開と周知を続ける	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任会議(4/5)、教員会議(4/26)、教職員対象 いじめ防止のための研修会(11/21)にて依頼した。	引き続き諸会議等の機会を通じ周知する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「仙台高等専門学校いじめ防止等対策基本計画」に規定、委員会の役割も定め、教職員へ周知している。	引き続き公開と周知を続ける	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ防止対策委員および関係教職員の間で、会議やファイル共有を通じて情報共有している。	引き続き関係教職員で共有する。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	対策委員会および対策会議にて報告、議論や審議を行い、引き続き実施計画に反映させている。	引き続き定期的に委員会を開催するとともに随時情報共有する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを4回実施した。結果はいじめ防止対策委員で共有するとともに、個別の案件は担任等の関係者に情報提供し、調査等を依頼した。	引き続き関係教職員で共有する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーもいじめ防止対策委員会の構成員である。情報は関係教職員のみで共有できるようにしている。	引き続き関係教職員で共有する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生および2年生を対象とするカウンセラーによる心理講話の中で、いじめに関する内容も含めた。	引き続き心理教室、講話等を実施する	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	心理教室の実施を通じて、いじめの定義等について説明をしている。	引き続き心理教室等を通じて実施する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生の主体的な活動にはまだ表れていないが、学生相談室を中心に心理教育プログラムの実施を通じて、加害者や被害者だけでなく傍観者にならないよう意識を涵養し、自発的・主体的に行動しようとする教育を継続して行っている。	引き続き学生相談室等を中心に実施する	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページで公開している。	引き続きHPや会議で実施する	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ案件はなかったが、いじめが認知された場合の被害・加害双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を伝える体制が整っている。	引き続きマニュアルに従って取り組む	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で、学生相談室体制やいじめ防止、学習支援等の活動について説明し意見交換している。	引き続き会議等の機会を通じた意識啓発を実施する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	地元警察の担当係とは情報交換できる体制は整えている。	引き続き地元警察の担当かかりと情報交換できる体制を維持する。	—